奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　濵　上　和　康

奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第三条第四項中「指導主事」を「研究指導主事」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。